

伊勢原市市民活動促進検討会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 市民と市のパートナーシップによるまちづくりの実現に向けて、伊勢原市市民活動促進指針(以下「促進指針」という。)が示した課題の解決及び基本的な施策の着実な推進を図るため、伊勢原市市民活動促進検討会議(以下「会議」という。)を設置するとともに、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 促進指針が提示する市民活動促進に向けた今後の課題に関する事項
- (2) 促進指針における基本的な施策の実施方途に関する事項
- (3) その他市民活動の活発化又は市民協働の進展に関し必要な事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者とし、別表左欄の市民委員については市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、市民活動に関する専門知識を有する者をもって充てる。

2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

(意見の聴取等)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市民活動主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年11月8日から施行する。

別表(第3条関係)

委員種別	区分	資格
市民委員	学識経験者	市民活動に関する専門知識を有する者
	公募市民	公募により選定された市民
	市民活動実践者	市民活動団体において中心的な役割を果たす実践者であり、市民活動促進上の課題解決に向け積極的かつ建設的な意見を述べられる者
	市民活動支援者	市民活動の知識が豊富で、市民活動の支援やネットワーク化について実績を持ち、市民活動促進上の課題解決に向け積極的かつ建設的な意見を述べられる者
行政委員	庁内関係職員	市民活動の活発化又は市民協働の促進において、特に関わりが深く、今後密接な連携が必要となる市の部署に所属する者